姫路市史資料叢書1

飾磨県布達 五

監修 山崎 隆三（大阪市立大学名誉教授）
解説 八木 哲浩（神戸大学名誉教授）

飾磨県庁と姫路城

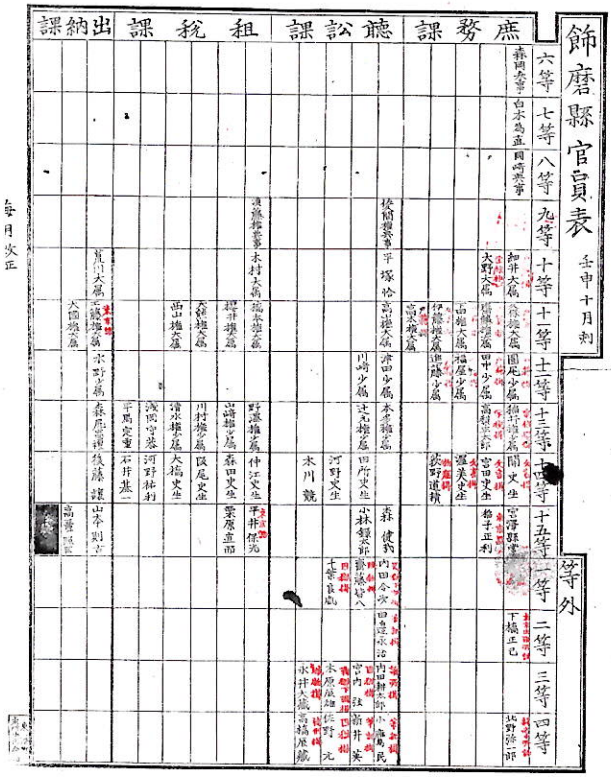

飾磨県官員表（井上譲家文書）

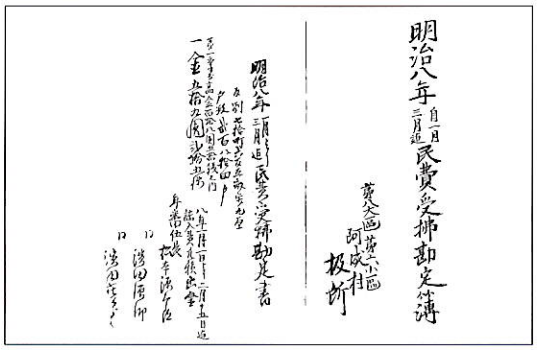

民費受払勘定簿（阿成町文書）

「姫路県から飾磨県へ」・「飾磨県から兵庫県へ」

▼明治七年後半期における飾磨県の布達

明治四年十一月二日、旧藩から移行した明石県以下九県を姫路県に統合して、播磨一円を管轄する姫路県が生まれました。そして、成立七日目にして同月九日県名が飾磨県と改められました。どうして改称されたのでしょうか。「兵庫県史料」には、県名改称の義大蔵省へ具上し管内耳目を一新致しとあり、県名変更の経緯が明らかになっています。以後、姫路を県庁とする飾磨県は、明治九年八月二十一日に兵庫県に統合されるまで四年九カ月間余続きました。

この五巻目に収められている明治七年後半期には、飾磨県権令の森岡昌純が、公費の受渡しが公正・円滑に運用されるよう民費受払規則・施行細則と二三種の帳簿の雛形を定め、それを準照し民費備金を制度化するよう指令しています。

教育関係では、外国語教育・師範学校の生徒募集で各地の指導者育成が急がれており、学校設立の築造絵図面や運営での小学課業表・文部省蔵版翻刻許可書目・文部省蔵版書籍・飾磨県下小学校教員伝習所規則・小学課業の級卒業・試験が見られます。

社会治安には、犯罪者の追捕・官吏犯公罪条例をはじめ諸規則の設定・改正・施行に尽力し、国内廻漕規則・鉄砲取締規則罰例増補・牛馬売買規則中追加も設定されました。一方、士族への経済問題では、家禄奉還に伴う公債の盗難や落失の混乱が続きます。

情報通信の幕開けとして、国内では日本帝国電信条例の制定・郵便取扱所増設。経済面では、洋銀券発行規則・株式取引条例・西洋形権衡売弘・各地方報時鐘鼓が促されます。健康医療面では、種痘規則の設置・脚気の治療・売薬・薬物開発がなされ、精神面で教導職への統制化がはかられます。

また、当時の飾磨県役人が何処出身であったのかも興味のもたれるところで、年代別に官員録としてまとめられたものを付録としています。

◆各巻の構成と今後の発刊計画

第一巻	明治四年十一月～明治六年三月	既刊
第二巻	明治六年三月～七月	〃
第三巻	明治六年七月～十二月	〃
第四巻	明治七年一月～十月	〃
第五巻	明治七年十月～十二月	今回発刊
第六巻	明治八年（上）	
第七巻	明治八年（下）	平成十一年度発刊予定
第八巻	明治九年	

〈購読申し込みについて〉
頒価（各巻）一、五〇〇円　送料…三〇〇円
頒布場所　城内図書館 史料整理室
申込先　〒六七〇－〇〇二二　姫路市本町六八－二五八
日本城郭研究センター内
城内図書館 史料整理室
TEL（〇七九二）八九－四八八六